

中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱

(総則)

第1条 中小企業経営改善資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給金の交付の対象者)

第2条 利子補給金を受けることができる者は、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資を受けた事業者とする。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、予算の範囲内において、日本政策金融公庫に利子として支払われた額とし、その限度額は15万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(利子補給金の交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付対象期間は、日本政策金融公庫からの融資（借り換えに係る融資を除く。）に係る第1回目の償還を行う日から第12回目の償還を行う日までの期間とする。

(交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、第12回目の償還をする日又は第3条第1項に規定する額に到達する回の償還をする日のうちいずれか早い日が、4月から9月までの日である場合にあつては12月末までに、10月から翌年3月までの日である場合にあつては6月末までに、補助金等交付申請書を、横須賀商工会議所を經由して提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情であると市長が認めた場合には、前項に定める期日以後に申請することができる。

3 第1項の申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 日本政策金融公庫が作成した償還予定表の写し

(2) 小規模事業者経営改善資金状況説明書（別記様式）

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書には、日本政策金融公庫が作成した利子の支払いを証する書類の写しを添付し、第12回目の償還をする日又は第3条第1項に規定する額に到達する回の償還をする日のうちいずれか早い日

が、4月から9月までの日である場合にあっては12月末までに、10月から翌年3月までの日である場合にあっては6月末までに、市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この要綱は、平成24年4月1日以後に融資が行われた者について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の中小企業経営改善資金利子補給金交付要綱第2条の規定は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）以後に日本政策金融公庫から融資を受けた事業者について適用し、施行日前に日本政策金融公庫から融資を受けた事業者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条第3項関係）

小規模事業者経営改善資金状況説明書

申請者	所在地		
	事業者名		
	代表者	役職名	
		氏名	
連絡先			
市内事業開始日			
融資に関する初回相談日			
融 資 日			
融資を受けた総額			
返済開始年月日			
返済終了予定年月日			
<p>上記の内容に相違はありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">横須賀商工会議所 会頭 印</p>			
備 考			